

市立函館病院研修委員会要綱

(目的)

第1条 市立函館病院で行う院内研修を統括し、計画的・体系的に実施することにより部門間・職種間・地域との連携を進め、優れた医療従事者の育成を図ると共に、地域医療に貢献することを目的として、市立函館病院研修委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 院内で企画される研修、講演会、症例検討会等を集約し、研修プログラム間の調整や全体的な管理を行うこと。
- (2) 研修プログラム作成の方針や研修企画の助言に関すること。
- (3) 地域医療従事者等の育成のため、公開対象とする研修、講演会、症例検討会等の決定・評価・広報に関すること。
- (4) その他院内研修の充実のために必要な事項の審議

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で構成するものとする。

- (1) 本委員会の委員長は、病院長の指名する副院長とし、委員は、各部門の責任者又は担当者から委員長が指名するものとする。
- (2) 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名するものとする。
- (3) 副委員長は、委員長の指名により会務の総括を代行することができる。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、第1項に定める委員以外の職員を臨時に委員会の委員として出席させることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- (1) 会議の議長は委員長が行う。ただし、委員長の指名により副委員長が代行することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、地域連携課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成29年11月9日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。